

事務連絡
平成 28 年 4 月 22 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障害福祉課
精神・障害保健課

避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について

避難所等で生活する障害児者とそのご家族への支援に当たっては、障害特性等により特段の配慮が必要となることから、別添 1「平成 28 年熊本県熊本地方の地震により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」（平成 28 年 4 月 15 日付け事務連絡）及び別添 2「地震により被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について」（平成 28 年 4 月 18 日付け事務連絡）にあるほか、下記の内容にも留意していただけますよう、よろしく願いいたします。

また、各都道府県・市におかれましては、管内市町村及び障害福祉関係機関等への周知をお願いいたします。

記

常時の介護や見守りが必要な重度障害児者のご家族への配慮

（救援物資の供給について）

避難所や被災地域の自宅等で生活する常時の介護や見守りが必要な重度障害児者のご家族の場合、食事や生活用品、水の配給に当たっては、ご家族が障害児者の側を離れることができず、救援物資の配給場所に行くことができなかつたり、障害児者を連れて配給の列に並ぶ場合、やむを得ず配給の列から離れざるを得ず、救援物資を受け取ることができない等の事態が予想されますので、必要に応じて個別に救援物資を届ける等のご配慮をお願いします。

(ご家族を支える体制について)

自宅や避難所で生活する重症心身障害児者は、常時の介護や見守りが必要なため、介助しているご家族等がトイレに行きにくく水分補給を我慢して健康状態に危険が及ぶ、洗濯や入浴等必要な生活行為を行うことが難しい、親族の捜索に行くことができない等の事態が考えられます。一時的にご家族の介助を交代したり、ご家族に代わって家事等の必要な生活行為を行う体制を整える等の支援体制についてご配慮をお願いします。

(医療的ケアの対応について)

鼻腔カテーテルや胃ろうなどの経管栄養を使用している障害児者については、経管栄養のためのリキッド状の経腸栄養剤等の医薬品等の確保について、特段のご配慮をお願いします。自宅や避難所の生活での医療的ケアの体制が整わない場合は、本人・ご家族とも相談の上、必要に応じて一時的に医療機関や療養介護施設等への入院、入所による対応についても検討をお願いします。

(知的障害児者への対応について)

知的障害児者で、走り回ったり飛び跳ねたりする等の行動が激しい人は、避難所での集団生活が困難なため、自家用車や被災地域の自宅の中でご家族と生活している場合があります。そのような生活はより強いストレスがかかるため、障害のある人の行動がさらに激しくなることがあり、ご家族で対応することが困難となる場合があります。そのような場合、本人・ご家族と相談した上で、必要に応じて障害のある人を県内や隣県の施設に一時的に保護する等の対応についても検討をお願いします。

避難所で生活する障害児者とご家族への配慮

(重度障害者への対応について)

重度の身体障害のある人や、重度の知的障害と身体障害が重複している重症心身障害のある人等は、避難所で移動することが困難なため、避難所の更衣のためのスペースに行けず、やむを得ず生活スペースで着替えやオムツ交換等をしなくてはならない場合があります。その際は、多くの人たちの目の前で着替えやオムツ交換をしなくてはならないことになるため、その人の生活スペースを間仕切りで見えないようにする等、プライバシーが保たれるような工夫をお願いします。

（発達障害児者等への対応について）

発達障害児者等は、避難所における拡声器での指示や蛍光灯の光等の音や光、食事の匂い等の感覚的な刺激に耐えられない場合があります。この場合、障害児者は、イヤーマフ（ヘッドフォン）やサングラス、マスクを使えるようにする、仕切り板を立てる等の物的対応で落ち着く場合があります。また、偏食や睡眠障害が際立って目立つ場合には、家族や特別支援学校の教職員、障害児通所支援事業所や障害福祉サービス事業所等の支援者を見つけ、障害児者本人への配慮内容を確認するようにお願いします。

発達障害児者等は、「騒がない」「走らない」といった注意に応じない場合でも、「小さい声で話しましょう」「歩いてください」などと具体的にわかりやすく、どのようにして欲しいかを伝えることで落ち着く場合があります。また、紙と鉛筆等を提供すると静かに絵を描いて過ごす、座る場所を作ると落ち着く等の場合があります。

障害児者の中には、何のために並んでいるのかがわからない等、状況の理解ができないことがあります。特に発達障害者等については、具体的にわかりやすく、理解できる方法（実物、絵、図、文字等）で情報を伝える工夫をお願いします。

（精神障害者への対応について）

精神障害のある人は、避難所における対人ストレス等環境の変化による病状悪化が懸念されます。対人刺激を減らすため、間仕切り等の活用により生活スペースの区画を分ける等の対応を要する人もいますので、ご配慮をお願いします。

自宅が倒壊したり、通院先が外来を閉鎖していたりすることで、普段服用している精神科の定期薬がなくなり、服薬中断による病状悪化のリスクもあります。障害特性により、自分から言い出せずにいる人も想定されるため、病状や服薬状況についても丁寧に聞き取り把握いただき、医療機関に結びつける、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の各災害支援チームにご相談いただく等、必要な支援を行っていただくようお願いします。

（高次脳機能障害者への対応について）

高次脳機能障害者には、記憶障害（新しい出来事を覚えていられなくなる）や注意障害（ぼんやりしていて、何かをするとミスばかりする）があり、被災地のような特に慣れない環境では、手足の麻痺など外から見える障害がなくても、トイレや自分の居場所がわからず迷ったりすることがあり、常に見守りが必要ですので、ご配慮をお願いします。

(エコノミークラス症候群の予防について)

エコノミークラス症候群予防のために、避難所等で被災者の方々に体操指導等を行う場合、知的障害、精神障害、発達障害をお持ちの人の中には集団での活動を苦手とされる人がいることから、必要に応じて小集団での体操等の実施にご配慮をお願いします。

(視覚・聴覚障害者等への対応について)

視覚・聴覚障害者等は、情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となることから、ボランティア等による支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援の必要性が高くなります。例えば、視覚障害者であれば、放送やハンドマイク等で情報伝達が可能ですが、聴覚障害者は、ホワイトボード等を活用するなど文字情報にして伝達する必要があります。具体的な方法や配慮の例については、障害保健福祉主管課長会議資料等でお示ししているとおりですので、周知等をお願いします。

人工肛門・人工膀胱の方への配慮

人工肛門・人工膀胱保有者は、必ずしも人工肛門・人工膀胱保有者であることを周りに伝えていない場合もあり、困っている内容を十分に把握できないことがあります。支援に当たっては、同性の担当者が聞き取りに当たる等プライバシーに十分配慮した上でニーズを把握していただくようお願いします。

避難所以外で生活している障害児者とご家族への配慮

(避難所以外で生活している障害児者等の把握について)

被災地域の自宅や自家用車の中で生活を送っている障害児者やそのご家族には、食料、生活用品の配給やその他の必要な支援の情報が届いていない可能性があります。このため、避難所以外で生活している障害児者等の把握に努めていただき、必要な支援や情報伝達を行えるようお願いします。

(情報・意思疎通支援の対応について)

視覚・聴覚障害者に対しては、特に情報・意思疎通支援が何より重要になります。避難状況等を踏まえ、日頃から支援に携わっている関係者間で連携して、本人や家族等に対し、点字や音声、文字等による被害状況等の提供、手話通訳者等の派遣等の情報・意思疎通支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いします。

事務連絡
平成28年4月15日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

4月14日に熊本県熊本地方を震源とする地震により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について

今般の地震により被災した視聴覚障害者等については、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となることから、ボランティア等による支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援の必要性が高くなります。

つきましては、避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を別添のとおり情報提供致しますので、避難所等への周知等をお願い致します。

なお、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、特に視聴覚障害者等の状況・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の御配慮をお願い致します。

【問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
自立支援振興室 障害者災害対策専門官 時末（トキイ）
〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 代表 03-5253-1111（内線）3079
直通 03-3595-2097
FAX 03-3503-1237
E-mail tokisue-daiki@mhlw.go.jp

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

聴覚障害

安否の確認
被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。「聞こえない人はいませんか？」など
・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。「手話できます」「『耳マーク』の活用」など

ニーズの把握
障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携
避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明
トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有
食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

機材・物品
共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
・テレビ(解説放送)
・乾電池(ラジオなど) 等

・テレビ(字幕・手話放送)
・ホワイトボード(設置型、携帯型)
・補聴器用電池 等

事務連絡
平成28年4月18日

各都道府県
指 定 都 市 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

地震により被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について

地震により被災した発達障害児・者につきましては、下記の内容にも留意しながら支援を行っていただけますよう、よろしくお取り計らい願います。

また、都道府県におかれましては、管内市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いいたします。

記

発達障害のある人は、見た目では障害があるようには見えませんが、その障害特性から他者とのコミュニケーションが不得手、働きかけに強い抵抗を示す、感覚の刺激に想像以上に過敏であったり鈍感である場合が多いので、命にかかわるような指示でも聞き取れなかったり、大勢の人がいる環境にいることが苦痛で避難所の中にいられない、治療が必要なのに平気な顔をしていることもあります。

つきましては、避難所等における発達障害者等に対する支援について、発達障害情報・支援センター（国立リハビリテーション内に設置）のHPにおいて掲載しておりますので、避難所等の支援に携わる職員や心のケアを担当する職員に対して周知を促すとともに、発達障害等の状況・ニーズの把握に努め、ボランティアや当事者団体、発達障害者支援センター等と連携を密にし、特段のご配慮をお願いいたします。

<発達障害情報・支援センターホームページ>

<http://www.rehab.go.jp/ddis/災害時の発達障害児・者支援について/>

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室

TEL 03-5253-1111（内線 3038,3144）

FAX 03-3591-8914